

「別 紙」

保安業務規程（例）

注） 以下の例文はあくまでも例示であり、参考とするにとどめること。

（目 的）

第 1 条 この保安業務規程は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第35条の規定により定めるものであり、法第27条第1項に規定する保安業務の適確かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（事業所の所在地等）

第 2 条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第39条第2項第1号から第4号に規定する事項は別表（保安業務計画書）のとおりとする。

（保安業務の方法）

第 3 条 規則第39条第2項第5号に規定する保安業務区分ごとの保安業務の実施の方法は、次のとおりとする。

例 1 （供給開始時点検・調査）

- 一 供給開始時点検・調査は、委託者である液化石油ガス販売事業者からの申出により指定された日時及び場所において行うこととする。なお、申出は、原則として供給開始時点検・調査を行う日の〇〇日前までに行わなければならない、当該期日を過ぎてから申し出が行われた場合については、委託者と協議を行い調整することとする。
- 二 供給開始時点検・調査は、規則第36条第1項第1号の点検及び第37条第1号の調査を供給開始時又は液化石油ガスの最初の引き渡し時のみに行い、技術上の基準に適合していないと認められる場合には、その結果を委託者に通知することとする。
- 三 前号の場合において、消費設備の調査を行った結果、技術上の基準に適合していないと認められる場合には、当該消費設備を所有又は占有する一般消費者等に対し別途定める様式により書面を持って結果を通知することとし、当該通知した場合には、改善がなされ次第再調査を行うこととする。
- 四 供給開始時点検・調査は、保安業務資格者が行うこととする。

例 2 （定期消費設備調査）

- 一 定期消費設備調査は、年間（又は半期、四半期）計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。
- 二 定期消費設備調査は、規則第37条第1号の表中下欄に掲げる調査の回数が液化石油ガスの最初の引き渡し時又は毎月（容器に充てんされた液化石油

ガスを一般消費者等に引き渡さない月を除く。) 一回以上であるもの以外の事項について行い、技術上の基準に適合していないと認められる場合には、その結果を委託者である液化石油ガス販売事業者及び一般消費者等に通知することとする。

三 前号の一般消費者等への通知は、別途定める様式により行うこととし、当該通知をした場合には、その通知の日から1月を経過し、かつ、6月を経過しない期間内に当該通知に係る事項について再調査を行い、改善がなされていることを確認することとする。

四 定期消費設備調査は、保安業務資格者が行うこととする。(又は、保安業務資格者が補助員を同行させて行うこととする。)

五 消費設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者から承諾が得られない場合は、委託者と協議の上その後の措置を決定することとする。

例3 (周知)

一 周知は、年間(又は半期、四半期)計画を策定し、当該計画に従い行うこととする。

二 周知の書面は、保安業務資格者が委託者である液化石油ガス販売事業者と協議の上作成することとする。

三 周知は、規則第27条の周知の内容を規則第38条の方法により行うこととし、原則として一般消費者等に書面を持って直接手交及び説明することにより行うこととする。ただし、不在その他の理由により直接手交及び説明できない場合にあっては、委託者と協議の上その後の措置を決定することとする。

四 周知は、保安業務資格者又は保安業務資格者の監督の下に液化石油ガスに関する基礎的知識及び実務経験を有するものが行うこととする。

例4 (緊急時対応)

一 液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一般消費者等からその事実を通知されたとき、委託者である液化石油ガス販売事業者に当該事実を速やかに連絡するとともに、以下の措置を行うこととする。

イ 電話等の通信手段により、一般消費者等に対し適確な助言等を与えること。

ロ 出動の際には、必要な機材を携行し、可及的速やかに(又は30分以内に)現場に到着し適確な措置(点検、調査、何らかの措置が必要な場合の委託者等への連絡、安全が確認できた場合の復帰作業等)を講ずること。

二 出動は、保安業務資格者又はその監督の下に前号ロの措置を的確に行う能力を有する者が行うこととする。

(連絡の方法)

第4条 規則第39条第2項第6号に規定する保安業務の結果を液化石油ガス販売事業者に連絡する方法は、次のとおりとする。

例1 (供給開始時点検・調査)

本保安機関は、点検・調査終了後速やかに次の事項について委託者である液化石油ガス販売事業者に書面を持って連絡することとする。

- ・ 供給開始時点検・調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所
- ・ 供給開始時点検・調査を行った者の氏名
- ・ 供給開始時点検・調査を行った年月日
- ・ 供給開始時点検・調査の結果
- ・ 技術上の基準に適合しないと認められる場合、適合するための必要な措置等

例2 (定期消費設備調査)

本保安機関は、調査の終了後20日以内に次の事項について委託者である液化石油ガス販売事業者に書面を持って連絡することとする。なお、調査の結果、技術上の基準に適合しないと認められた場合は、基準に適合するようにするための必要な措置、当該消費設備の所有者又は占有者に対し通知した書面の写し及び再調査実施予定時期について委託者に書面をもって連絡することとする。

- ・ 定期消費設備調査に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所
- ・ 定期消費設備調査を行った者の氏名
- ・ 定期消費設備調査を行った年月日
- ・ 定期消費設備調査の結果

例3 (周知)

本保安機関は、周知の終了後〇〇日以内に次の事項について委託者である液化石油ガス販売事業者に書面を持って連絡することとする。

- ・ 周知に係る一般消費者等の氏名又は名称及び住所
- ・ 周知を行った者の氏名
- ・ 周知を行った年月日
- ・ 周知の方法及び結果等

例4 (緊急時対応)

一 本保安機関は、一般消費者等から災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、その事実を通知されたときは、委託者である液化石油ガス販売事業者に当該事実を電話により速やかに連絡するとともに、必要に応じ消防機関等へも連絡することとする。なお、災害が発生した場合には、群馬県消防防災課に速やかに連絡することとする。

- 二 本保安機関は、一般消費者等の供給設備を点検、又は消費設備を調査した結果、委託者又は消防機関等による措置が必要であると判断された場合には、当該委託者又は消防機関等に速やかに連絡することとする。
- 三 本保安機関は、一般消費者等の供給設備又は消費設備に所要の措置を行うこと等により災害の発生に至らなかった場合にあっては、その結果を委託者に速やかに連絡することとする。
- 四 本保安機関は、毎四半期（又は毎月）ごとに緊急時対応業務の実施状況について委託者に書面を持って報告することとする。

（保安業務資格者等の身分証明書）

第5条 保安業務資格者及び調査員は、保安業務に従事しているときは身分証明書を携帯し、関係者からの求めに応じ、これを提示することとする。

（帳簿）

- 第6条 本保安機関は、保安業務の委託を受けた液化石油ガス販売事業者ごとに規則第131条第2項の規定による帳簿を備えることとする。
- 2 前項の帳簿は、記載の日から2年間保存することとする。ただし、保安業務の点検又は調査の回数が2年に1回以上の項目にあっては、直前に実施した結果を保存することとする。
- 3 第1項の帳簿は、本保安機関に委託を行った液化石油ガス販売事業者等の求めに応じ、閲覧に供することとする。

（報告）

第7条 本保安機関は、規則第132条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を毎事業年度経過後3月以内に法第29条第1項の認定をした通商産業大臣（都道府県知事）に報告することとする。

- ・ 当該事業年度における法第27条第1項の保安業務の実施状況
- ・ 当該事業年度末における保安業務資格者の数
- ・ 当該事業年度末における保安業務に係る一般消費者等の数
- ・ 当該事業年度中の役員又は規則第33条各号に掲げる構成員の構成の変更（本保安機関が法人の場合）

（保安教育）

第8条 本保安機関は、保安業務の水準の維持、向上のため、保安業務資格者その他保安業務に従事する者に対し研修等を行うこととする。

（労務規定）

第9条 職員の就業時間、休日等労働条件に関する事項は別に定める。

(実施細目)

第10条 この保安業務規程に実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この保安業務規程は、平成 年 月 日から施行する。

別 表 保安業務計画書 (略)